



## 教育基本条例は

## 教育「破壊」条例である

高橋哲哉さん

東京大学大学院教授

以下の文章は 2011 年 9 月 24 日に大阪で開催された全国集会において高橋哲哉さんが発題された内容をホットライン事務局の責任でまとめたものです。

### 知事による教育現場の支配が目的

教育基本条例の条文を見ると、橋下知事が「今の日本に必要なのは独裁である」という政治観、権力観をそのまま教育の中に持ち込もうとしていることが明らかです。彼が作ろうとしているのは、大阪府政の最高権力者である府知事が、独裁権力を握っているような教育システムだということです。

日本の教育は天皇制軍国主義に帰着した戦前の教育システムへの反省から、教育に対する政治と行政の「不当な支配」を禁止して個人の尊重を柱とした旧教育基本法（注1）とともに歩んできました。2006年に教育基本法が改悪され、新教育基本法（注2）となりましたが、その中でも教育に対する「不当な支配」の禁止は文言としては維持されています。

ところが、この教育基本条例案では、教育に対する政治介入の禁止を完全に取り払ってしまおうとしています。大阪府の最高権力者たる

知事が教育行政を支配し、それを通して教育現場を完全に政治的に支配できるようにすること、それがこの条例案の根本目的であると言わなければなりません。

条例案によれば、**地方教育行政法（注3）**に定める首長の権限を最大限に大きく解釈することによって、知事が大阪府の教育の全権を掌握することができることになり、教育委員会は知事にとって協議の対象でしかなく、**教育目標決定という最高の権限を有するのは知事である（注4）**ということになってしまいます。

そして、知事の決定した教育目標は、教育委員、校長そして教員と、完全な上意下達のシステムを通じて末端に押しつけられます。**（注5）**ここでは、校長も教員も教育委員でさえも、政治権力者たる知事の意味を従順に受け入れ、その代理人として働く、知事の手駒に過ぎず、ロボットに過ぎません。校長と副校長の発する職務命令は絶対となります。なぜならそれは知事の意味を伝える命令であり、知事の命令に他ならないからです。

かつて日本軍では「上官の命令は朕の命令と心得よ」と言われました。橋下知事と大阪維新の会が、「日の丸・君が代」条例を突破口にしたのも、こう考えれば偶然ではありません。彼らの目指している条例では、大阪府の教育は上意下達の天皇制と瓜二つになってしまうのですから。彼らが大阪維新の会を名乗っているのも偶然ではないでしょう。明治維新の時も、維新といいながら、実は王政復古だったのです。教育基本条例はいわば教育における王政復古の詔であり、大阪府の教育を、知事を天皇とした天皇制システムに変えようとするものではないでしょうか。

（注1）【旧教育基本法】

## 第 10 条（教育行政）

教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。

2 教育行政は、この自覚のもとに教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行わなければならない。

### （注 2）【新教育基本法】

## 第 16 条（教育行政）

教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

### （注 3）【地方教育行政法】（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）

## 第 24 条（長の職務権限）

地方公共団体の長は次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し及び執行する。

1. 大学に関すること。
2. 私立学校に関すること。
3. 教育財産を取得し、及び処分すること。
4. 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
5. 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執すること。

### （注 4）

第 6 条 知事は、府教育委員を任命する権限のみならず、地方教育行政法の定め

る範囲において、府内の学校における教育環境を整備する一般的権限を有する。

2 知事は、府教育委員会との協議を経て、高等学校教育において府立高等学校及び府立特別支援学校が実現すべき目標を設定する。

(注5)

第7条 府教育委員会は、前条第二項の目標を実現するため、具体的な教育内容を盛り込んだ指針を作成し、校長に提示する。

第8条 校長は、前条第一項の指針をもとに、学校の具体的かつ定量的な目標を設定したうえ、当該目標の実現に向けて、幅広い裁量を持って学校運営を行う。

9 校長及び副校長は、学校運営を行うに当たり、教員及び職員に対して職務命令を発する権限を有し、教員及び職員はこれに従う義務を負う。

第9条 教員は、自己の崇高な使命を深く自覚するとともに、組織の一員という自覚を持ち、教育委員会の決定、校長の職務命令に従うとともに、校長の運営方針にも服さなければならない。

## 異議申し立てを徹底的に排除するシステム

このようなシステムでは独裁者に従うのではなく、自分自身の良心に従おうとするものは当然、排除されます。「君が代」不起立を3回行った教員は要するにクビだ、と。(注6)

石原都政下で、10・23 通達が出されて以後の東京都では、3回の不起立で停職というケースが多かった(注7)のですが、大阪ではさらに厳しくして3回で免職と条例で決めようというのでしょうか。

こうした教員が出た場合には、教員を指導監督する立場の校長、さらに教育委員までその責任を問われて処分されたり、罷免されたりする。つまり、この条例は上意下達の天皇制的システムを処分や解雇の威嚇、脅しによって、維持・確立しようとしているわけです。こうい

うところでは、個人の良心といったものは全く居場所がありません。

しかし、教育というものは、教員と生徒との関係からみれば、教員個人の人格と生徒個人の人格との交流を核とするものではないでしょうか。「すべて国民は個人として尊重される」、日本国憲法を持ち出すまでもありません。公立学校の教員は公務員である以上、思想良心の自由にも一定の制約を受けるという議論を認めるとしても、ここまで徹底して個を否定して、ぱっさりと処罰してしまったのでは、そもそも教育というものは成り立ちようがないでしょう。

個人の人格がここまで否定され、権力にひれ伏すだけの教員を見て育つ子どもたちのうちに、個人としての力や自由が育つとは思われません。この条例案に対し、そもそも橋下知事が任命した教育委員さえ、こぞって反発している。(注8) 反対意見が続出しているのは、この条例の思想がいかに突出したものであるかということを示唆しているように思われます。

## 保護者にも努力義務

さらに、このような教育システムは保護者をも支配下に置こうとしています。保護者の要求を都合良く排除できる規定を設けているのです。

「社会通念上不当な態様」とは、何というあいまいな言い方でしょうか。結局のところ、多数派の習慣に反する要求は排除したいということではないでしょうか。要するに、保護者に対して、学校に貢献しなさい、しかし、要求は控えなさいと、このように命令している。(注9・注10) これらの条項では、人々が府知事の大政翼賛会のような存在に作り上げられようとしています。

(注6)

第38条(前略)同一の職務命令に対する三回目の違反を行った教員等に対する標準的な分限処分は、免職とする。(後略)

(注7)【都教委の「10・23通達」と「君が代」不起立処分】

都教委は2003年10月23日「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について」と題した「通達」を出した。この「通達」は「通知」に比べより強制力が強く、「新実施指針」として次の二点が重要な項目として示された。

第一は、「学習指導要領に基づき、入学式、卒業式等を適正に実施すること」。

第二は、「国旗掲揚及び国歌斉唱の実施に当たり、教職員が本通達に基づく校長の職務命令に従わない場合は、服務上の責任を問われることを、教職員に周知すること」である。

1 国旗の掲揚について入学式、卒業式等における国旗の取扱いは次のとおりとする。

(1) 国旗は、式典会場の舞台壇上正面に掲揚する。

(2) 国旗とともに都旗を併せて掲揚する。この場合、国旗にあっては、舞台壇上正面に向かって左、都旗にあっては、右に掲揚する。

(3) 屋外における国旗の掲揚については、掲揚塔、校門、玄関等、国旗の掲揚状況が児童・生徒、保護者その他来校者が十分認知できる場所に掲揚する。

(4) 国旗を掲揚する時間は式典当日の児童・生徒の始業時刻から終業時刻とする。

2 国歌の斉唱について

入学式、卒業式等における国歌の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 式次第には、「国歌斉唱」と記載する。

(2) 国歌斉唱に当たっては式典の司会者が「国歌斉唱」と発声し、起立を促す。

(3) 式典会場において、教職員は、会場の指定された席で国旗に向かって起立し、国歌を斉唱する。

(4) 国歌斉唱は、ピアノ伴奏等により行う。

### 3 会場設営等について

入学式、卒業式等における会場設営等は、次のとおりとする。

(1) 卒業式を体育館で実施する場合には、舞台壇上に演台を置き、卒業証書を授与する。

(2) 卒業式をその他の会場で行う場合には、会場の正面に演台を置き、卒業証書を授与する。

(3) 入学式、卒業式等における式典会場は、児童・生徒が正面を向いて着席するように設営する

(4) 入学式、卒業式等における教職員の服装は、厳肅かつ清新な雰囲気の中で行われる式典にふさわしいものとする。

この通達により、入学・卒業式において君が代斉唱拒否・不起立による処分者が続出した。根津君子さん・河原井純子さんらはこれに対し、「裁量権の濫用」だとして 2006 年の不起立処分取り消し訴訟を起こしたが、高裁で敗訴。しかし最高裁は 11 月に口頭弁論を行うとの決定をした。

(注8)【大阪府教育委員5名の見解(10月25日付)】記者会見にて発表

「今回の教育基本条例案が提起されて以来、私たち教育委員は困惑と苦悩の中で、大阪の教育の発展の道筋を求め、さまざまな議論を行ってきた。教育制度の構築には、本来もっと多くの時間をかけ、各界の広範な意見を集め、しかるべき手続きを経るべきと考える。しかし、教育基本条例案が選挙の争点となるという切迫した状況下、私たちは教育委員の責任として、一つの見解を出さざるを得ない。私たちの見解は次の通りである。教育基本条例案は白紙撤回されるべきであり、修正の有無は関係なく、これが可決されれば、私たち教育委員は総辞職する。」

(注9)【教育基本条例案】

第 10 条 保護者は、学校の運営に主体的に参画し、より良い教育の実現に貢献するよう努めなければならない。

2 保護者は、教育委員会、学校、校長、副校長、教員及び職員に対し、社会通念上不当な態様で要求等をしてはならない。

(注10)【大阪府立高校PTA連絡協議会の意見書】本冊子 28P 参照

## 民主主義の名のもとでの独裁の正当化

独裁とか天皇制とか大政翼賛会とか、戦後の民主化に反するような言葉が並びましたが、注意しなければならないのは、橋下知事がこうした条例とその思想を民主主義の名において正当化しようとしている(注11)ということでしょう。

つまり、府教委の命令に従わないことは、民意無視そのものだということです。「起立して歌わない教員は大阪府民への挑戦と受け止める」と言っています。

公選職である知事の政治的意思で教育を支配するのが民主的教育だというわけです。民意を受けた知事が独裁的に権力を握って教育を支配する。しかし、民主主義から独裁政治が生まれることは、ナチスの例が示すように、歴史的には珍しくありません。

(注11)【橋下知事の発言】

「決めなければならないルールはきっちりと定める。保護者の求めるものを教育現場に注入させる。それが民主的統治だ」「政治が教育事務に関する一般規定をしっかりと定める。教育委員会教育現場はそのルールに基づいて教育行政を行う。ルールが間違っていたり、教育行政が間違った方向に進めば、選挙で政治を変える。これが民主主義の統治ルールだ。これを政治の不当介入とさげすむものは、それこそ教育現場絶対主義者だ」「委員の任命は知事の専権事項であり、委員の任免を通じて、民意を教育現場に注入する」

## 教育基本条例案は、子どもをどのように見ているか

ここには、何か大事なものが欠けています。教育現場の主人公である子どもたちです。教育基本条例は、教員の処罰のやり方については、恐ろしく詳細に定めています。教育条例というより、まるで刑法のようです。全体の3分の2が処分・処罰の細かい規定になっています。そこには児童・生徒、すなわち子どもたちの存在がほとんど見えないのです。橋下知事と維新の会は、教育を統治の手段としてだけ考えている。子どもたちにはほとんど関心がないのではないか、と考えざるをえません。

例外と言えるのは、**第2条の基本理念**と言われるところです。そこには子どもたちをどのような「人材」に育てるかについての、理念が列挙されています。(注12)

**「規範意識を重んじる、義務を重んじる、社会から受けた恩恵を社会に還元できる、愛国心にあふれる」**、これらは王政復古が要求する理念です。お上の定めたルールを規範とし、義務として忠実に従う、お上からの恩恵を感じて、それに報いようとする、そういう精神を養う。かつての「尽忠報国」とそっくりです。

いちおう「個人の自由・権利とともに」と但し書きがついていますが、学校現場からこれだけ自由を奪っておいて、子どもたちだけが自由を重んじることができるようになると想像するのは、ブラックユーモアに過ぎないでしょう。

もう一つのグループは、「**国際的競争力を持った人材**」というものです。これらは、上意下達でがんじがらめにされた学校全体が、では、何のために教育するのか、という問いに答える理念であり、教育基本条例全体を駆動させている欲望のありかを示していると思われます。

(注12)

第2条 府における教育行政は、教育基本法第二条に掲げる目標のほか、次の各号に掲げる具体的な教育理念に従ったものでなければならない。

- 一 個人の自由とともに規範意識を重んじる人材を育てること
- 二 個人の権利とともに義務を重んじる人材を育てること
- 三 他人への依存や責任転嫁をせず、互いに競い合い、自己の判断と責任で道を切り開く人材を育てること
- 四 不正を許さず、弱者を助ける勇気と思いやりを持ち、自らが社会から受けた恩恵を社会に還元できる人材を育てること
- 五 我が国及び郷土の伝統と文化を深く理解し、愛国心及び郷土愛に溢れるとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する人材を育てること
- 六 グローバル化が進む中、常に世界の動向を注視しつつ、激化する国際競争に迅速的確に対応できる、世界標準で競争力の高い人材を育てること

## 国家主義と競争原理の導入

不思議なことに、条例案の前文では児童生徒の人格の完成ということが国際競争の勝者になることとほとんど重ねられています。(注13)しかし、人格の完成ということが国際競争で勝ち抜くことと何の関係もないことは明らかです。またこの条例案では、競争原理の導入の具体的な形として、学力テストの結果の公表、校長の教育目標の具体化を定量的な目標の設定で行ったりするとしています。(注14)しかし、偏差値エリートが人格の完成を伴っているわけではないことは、世間のいわゆるエリートのモラルハザードという形で、私たちが毎日目にしていることで、今や常識でしょう。このように教育基本条例案では、お上に対する服従心と、国際競争の先

兵たることを子どもたちに教え込もうとしています。先般の教育基本法改定の際に、改訂派が目指した国家主義と競争主義の導入という二大目標を、大阪のこの条例案は、知事による政治的支配をよりどころにしていっそうあからさまな形で実現しようとしています。

(注13) 教育基本条例案(前文)

大阪府における教育の現状は、子どもたちが十分に自己の人格を完成、実現されているとはいいい難い状況にある。とりわけ加速する昨今のグローバル社会に十分に対応できる人材育成を実現する教育には、時代の変化への敏感な認識が不可欠である。大阪府の教育は、常に世界の動向を注視しつつ、激化する国際競争に対応できるものでなければならない。教育行政の主体が過去の教育を引きずり、時宜にかなった教育内容を実現しないとすれば、国際競争から取り残されるのは自明である。

(注14)

第7条 2 府教育委員会は、常に情報公開に努めるものとし、府内の小中学校における学力調査テストの結果について、市町村別及び学校別の結果をホームページ等で公開するとともに、府独自の学力テストを実施し、市町村別及び学校別の結果をホームページ等で公開しなければならない。

第8条 校長は、前条第一項の指針をもとに、学校の具体的かつ定量的な目標を設定したうえ、当該目標の実現に向けて、幅広い裁量を持って学校運営を行う。

## つくる会の教科書採択を狙う

お上に対する服従心と国際競争の先兵たることを子どもたちに教え込むことに、決定的な役割を果たすものは何でしょうか？それは教科書です。現在、大阪府の各市においては教職員が学校ごとに教科書を

推薦する制度、あるいは教員が調査委員としてかかわるという実態があります。そうすると、この条例の規定は、教科書の選定から教員を徹底的に排除するためのものである（注15）としか思われません。

校長が知事の政治的支配下にある府教育委員会の意向を介して教職員の意向を排除し、学校協議会と協議して教科書を推薦する。そして市教育委員会がその推薦を受けて、やはり現場の教員を排除して教科書を採択する。これによって、実際に教科書を使用する現場の教員とは無縁なところで、知事の政治的意思を介した教科書の採択が可能になるでしょう。もしこうしたシステムを導入するならば、「つくる会」系の教科書の採択が一举に広まるでしょう。

第2条の理念を考えますと、橋下知事もこれを狙っていると考えられます。維新の会の大阪市議団などは「自虐的な内容」と教科書を批判し、自由社や育鵬社など「つくる会」系の教科書を推進しようとしていることから、それはうかがわれます。そしてこれは、「日の丸・君が代」の異常な強制を進めていることと完全に符号しています。日本の国が犯した過ちを認めることができない歴史観の持ち主なのです。

今年、ご存じのように育鵬社の教科書（注16）の採択が、全国的に増加しました。この条例の採択を許すことは、大阪に「つくる会」系の教科書を一举に導入し、子どもたちに「つくる会」的歴史観を注入することに通じることを肝に銘じる必要があるでしょう。

（注15）

#### 第8条

- 4 校長は第11条に定める学校協議会との協議を経て、採択すべき教科書を推薦することができる。
- 5 府教育委員会は前項の校長の推薦を尊重し教科書を採択しなければならない。

学校協議会は、条例案第11条1項「保護者及び教育関係者（当該学校の教員及び職員を除く）の中から校長が委嘱した委員で構成され」、第2項「教科書の推薦に関する協議」を行う権限を有する。

(注16) 【育鵬社の中学公民教科書で描かれた橋下前知事の記述】

育鵬社は「財政再建」に短期間で成功した例として橋下知事を大きく取りあげている(P139)。「職員給与を都道府県最低水準まで引き下げ」「建設事業費を大幅に削減」「市町村補助金の削減」など。だが、この結果、教員採用試験受験者の減少、非正規教職員の急増、産休・育休・病休の代替者、担任のいない学校が急増。育鵬社はそのような負の側面は全く取りあげていない。

## 「教育は2万%の強制」

橋下知事は自身のツイッターで「教育は2万パーセント、強制である」(注17)とのたまいました。橋下知事は、教育政策や教育行政について強制だと言っているのではありません。児童生徒の受ける「教育」は強制だと言っているのです。教育には強制の部分もあると言うならば、これはまだしも良識の範囲内で、一つの意見として了解することができます。

しかし、教育は強制であると断言すれば、教育は100%全面的に強制であるということになり、教育を強制収容所の強制労働のように考えるのか、と言われても仕方がない。そうなれば、子どもたちの成長を助ける自由な空間としての教育の意味を、全面的に否定することになる。まさに教育破壊そのものです。

ところが、橋下知事は、100%では満足できない、2万%強制だと言わないと満足できないのです。ここにあるのは、おそらく、自分の意思に抵抗するもの、権力者の意思に抵抗するものに対する、限りない

いらだち、憎悪、徹底的にひねりつぶさなければ止まないという攻撃性ではないでしょうか。

(注17)【橋下前知事のツイッターから(6月12日付)】

大阪維新の会が6月議会で成立させた君が代起立斉唱条例に関して、毎日新聞が記者の目と言う記事で「教育現場に強制はなじまない」との主張をしていました。もう僕と180度価値観が違うので論理的な論争とはならないですが、敢えて言います。教育とは2万%、強制です。

## 教育基本条例案の思想の破綻

いずれにしろ、橋下知事の下では、教育のすべてが例外なく2万%強制である、ということになります。そのように教育された子どもたちはどうなるのでしょうか？ 自由を求めて反抗し、一斉蜂起することにもなれば、大きな希望があるわけですが、年少のころから強制されて教育されてきた子どもは、深刻な心身の不調や病に陥ってしまうかもしれません。あるいは強制教育にともかくもついて来た子どもたちは、自主性や自立性に著しく欠けた、受動的で上からの指示や命令がなければ動けないような人間、自分の頭で判断する力がなく、個人としての人格が著しく未熟な、そんな人間になってしまうのではないのでしょうか？

これは私たちの考える教育の破壊であり、橋下知事や維新の会が考える教育の破綻でもあるでしょう。こうした人間の集団になってしまうのは、彼らの目指す国際競争での勝利など到底おぼつかないでしょう。教育基本条例の思想はこの点でも大きな矛盾をはらみ、破綻しているというべきです。